

海外在留邦人等向けワクチン接種事業におけるＡＺ製ワクチンの接種

アストラゼネカ（ＡＺ）製ワクチンの日本国内使用が認められたことを受け、現在実施中の海外在留邦人等向けワクチン接種事業においても、今月２５日から、条件を満たす希望者の方に対し、ＡＺ製ワクチンの接種を行います。概要は以下のとおりです。

- 1 本事業の対象者のうち、以下（１）又は（２）の条件を満たす方は、成田空港及び羽田空港において、ＡＺ製ワクチンの接種が可能となります。
（１）既に居住地でＡＺ製ワクチンを１回接種している方で、居住地で２回目の接種を受けることに懸念等がある方
（２）アレルギー等により、ｍＲＮＡワクチン（ファイザー製ワクチン）を接種できない方で、居住地でワクチン接種を受けることに懸念等がある方
- 2 本事業でＡＺ製ワクチンの接種を希望する方は、８月１８日（水）正午（日本時間）以降、以下の特設サイトを通じて事前に接種予約をする必要があります。
<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>
- 3 詳細は以下の外務省ホームページを御覧ください。
<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

在ニカラグア日本国大使館 領事班
Embajada de Japon en Nicaragua, Seccion Consular
TEL: (505) 2266-8668～8671 FAX: (505) 2266-8566
メール: consuladomp@mofa.go.jp
緊急時: (505) 8853-3130